

平成29年5月10日

青森県教育委員会第820回定例会

期 日 平成29年5月10日（水）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 案

- 平成29年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について …… 1
- 青森県立図書館協議会委員の人事について …………… 2
- 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について …………… 3

3 その他

- 青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画（案）に関する地区懇談会について …………… 4

4 閉 会

議案第 1 号

平成 29 年度青森県教科用図書選定審議会委員 の人事について

平成 29 年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事を次のとおり行う。

審議会委員名は、教科書採
択の公正確保のため、採択
事務終了後（9月1日）に
学校教育課ホームページで
公表する予定です。

青森県教科用図書選定審議会委員に任命する
任期は平成 29 年 5 月 12 日から平成 29 年 8 月 31 日までとする

平成 29 年 5 月 12 日

青森県教育委員会

議案第2号

青森県立図書館協議会委員の人事について

青森県立図書館協議会委員の人事を次のとおり行う。

村 林 徹

青森県立図書館協議会委員を免ずる

斉 藤 光 政

青森県立図書館協議会委員に任命する

任期は平成29年5月11日から平成30年5月12日までとする

平成29年5月10日

青森県教育委員会

議案第3号

青森県スポーツ推進審議会委員の人事について

青森県スポーツ推進審議会委員の人事を次のとおり行う。

山 口 龍 城

木 村 聖 一

青森県スポーツ推進審議会委員を免ずる

花 田 慎

新井山 毅

青森県スポーツ推進審議会委員を委嘱する

任期は平成29年5月11日から平成29年11月12日までとする

平成29年5月10日

青 森 県 教 育 委 員 会

[その他]

青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画（案） に関する地区懇談会について

1 目的

平成29年4月26日に公表した青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画（案）の内容について、広く県民に説明するとともに、意見を伺い、第1期実施計画策定の参考とするため、県内6地区15会場で地区懇談会を開催する。

2 開催日時等（6地区15会場）

番号	地区	年 月 日	開催時間	会 場
1	東青	平成29年5月8日（月）	18:30~20:00	青森県立図書館・集会室
2	中南	平成29年5月9日（火）		スポカルイン黒石・大会議室
3	東青	平成29年5月10日（水）		平内町公民館・大集会室
4	三八	平成29年5月12日（金）		八戸市総合福祉会館・多目的ホール
5	三八	平成29年5月13日（土）	10:30~12:00	五戸町立公民館・小ホール
6	上北	平成29年5月15日（月）	18:30~20:00	十和田市沢田悠学館・コミュニティーホール
7	上北	平成29年5月16日（火）		六戸町就業改善センター・大ホール
8	西北	平成29年5月17日（水）		五所川原市金木公民館・大ホール
9	上北	平成29年5月20日（土）	13:00~14:30	十和田市東公民館・ホール
10	西北	平成29年5月22日（月）	18:30~20:00	鶴田町国際交流会館・国際交流ホール
11	西北	平成29年5月23日（火）		板柳町多目的ホールあぷる・ホール2
12	西北	平成29年5月24日（水）		五所川原市中央公民館・大ホール
13	下北	平成29年5月26日（金）		むつ来さまい館・イベントホールB
14	下北	平成29年5月27日（土）	10:30~12:00	むつ市川内公民館・大集会室
15	中南	平成29年5月30日（火）	18:30~20:00	青森県武道館・会議室

3 その他

地区懇談会の状況は、次回定例会で報告する。

青森県立高等学校教育改革推進計画 第1期実施計画（案）に関するパブリック・ コメント、地区懇談会開催のお知らせ

県教育委員会では、将来、高等学校教育を受けることとなる子どもたちのための教育環境づくりに向け、平成28年8月に策定した「基本方針」を踏まえるとともに、地区意見交換会における意見等を参考としながら、平成30年度からの5年間における具体的な学科改編や学校規模・配置等を示す「青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画（案）」を平成29年4月26日に公表しました。

つきましては、本計画をより良いものとするため、第1期実施計画（案）について広く県民の皆様から御意見を募集するパブリック・コメントを実施するとともに、各地区で本計画（案）の内容について直接御説明し、御意見をいただく地区懇談会を開催します。

1 パブリック・コメントの実施について

平成29年4月27日（木）から6月5日（月）までの期間において、第1期実施計画（案）に対する御意見を募集しています。御意見の提出に当たり、様式は特にありませんが、使用する言語は日本語とし、提出者の住所及び氏名を記載してください。提出方法は、郵便、FAXまたは電子メールとします。

詳細は、県教育委員会ホームページ（<http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/jisshikeikaku1-an-ikenbosyu.html>）を御覧ください。

2 地区懇談会の開催について

以下の日時及び会場において、地区懇談会を開催します。これから高等学校へ進学する小学生・中学生の保護者の方をはじめ、多くの県民の皆様から御意見をいただきたいと考えております。事前の申し込みは不要ですので是非お近くの会場へお越しください。

日 時	会 場（定員）	日 時	会 場（定員）
5月8日（月） 18:30～20:00	青森県立図書館 集会室（120人） 住所：青森市荒川藤戸119-7	5月20日（土） 13:00～14:30	十和田東公民館 ホール（200人） 住所：十和田市三本木字里ノ沢1-240
5月9日（火） 18:30～20:00	スポカルイン黒石 大会議室（200人） 住所：黒石市ぐみの木3-65	5月22日（月） 18:30～20:00	国際交流会館 国際交流ホール（294人） 住所：鶴田町鶴田字早瀬200-1
5月10日（水） 18:30～20:00	平内町公民館 大集会室（200人） 住所：平内町小湊字下槻12-1	5月23日（火） 18:30～20:00	多目的ホールあぶる ホール2（150人） 住所：板柳町灰沼字岩井61
5月12日（金） 18:30～20:00	八戸市総合福祉会館 多目的ホール（301人） 住所：八戸市根城8-8-155	5月24日（水） 18:30～20:00	五所川原市中央公民館 大ホール（360人） 住所：五所川原市一ツ谷504-1
5月13日（土） 10:30～12:00	五戸町立公民館 小ホール（120人） 住所：五戸町字下モ沢向8-2	5月26日（金） 18:30～20:00	むつ来さまい館 イベントホールB（161人） 住所：むつ市市田名部町10-1
5月15日（月） 18:30～20:00	沢田悠学館 コミュニティホール（200人） 住所：十和田市沢田字下洗21-1	5月27日（土） 10:30～12:00	川内公民館 大集会室（200人） 住所：むつ市川内町楯木153
5月16日（火） 18:30～20:00	就業改善センター 大ホール（200人） 住所：六戸町犬落瀬字前谷地61	5月30日（火） 18:30～20:00	青森県武道館 会議室（150人） 住所：弘前市豊田2-3
5月17日（水） 18:30～20:00	五所川原市金木公民館 大ホール（280人） 住所：五所川原市金木町菅原367-1		

（定員を超えた場合、御参加いただけないこともございますので御了承ください。）

詳細は、県教育委員会ホームページ（<http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/kenritukou-tougakkoukyouikukaikaku.html>）を御覧ください。

青森県立高等学校教育改革

検索 

【問い合わせ先】

青森県教育庁高等学校教育改革推進室

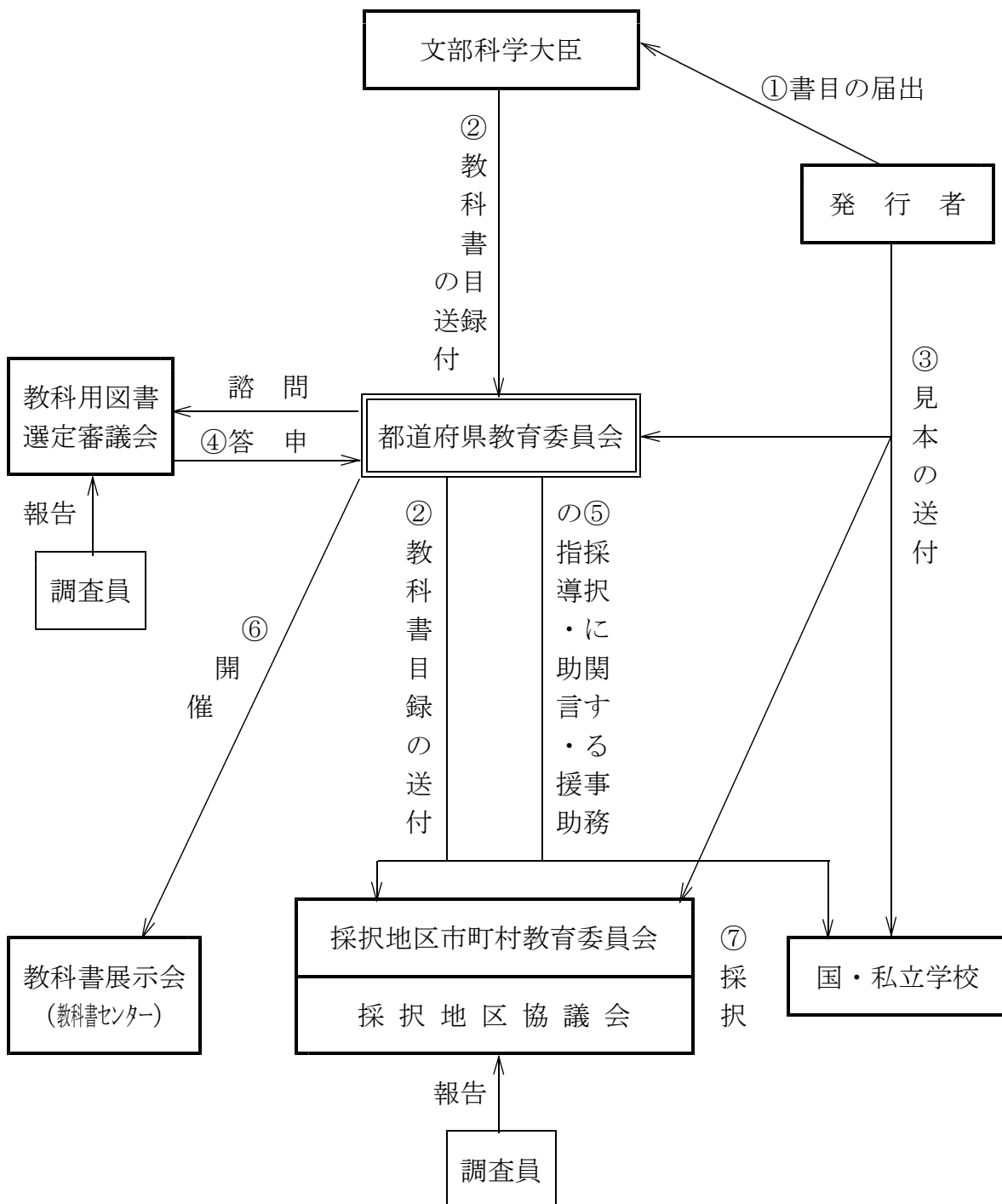
電話 017-734-9866 FAX 017-734-8003 Mail E-KAIKAKU@pref.aomori.lg.jp

参 考 資 料

第 8 2 0 回定例会（平成 2 9 年 5 月）

- 議案第 1 号
平成29年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について P 1 ~ 4
- 議案第 2 号
青森県立図書館協議会委員の人事について P 5 ~ 7
- 議案第 3 号
青森県スポーツ推進審議会委員の人事について P 8 ~ 9

義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



- < 主な根拠法令 >
- 採択の権限 … 地教行法第21条第 6 号
発行法第 7 条第 1 項
 - 採択方法等 … 無償措置法第10条、第11条、第13条～第17条
採択時期 無償措置法施行令第 7 条～10条、第14条、第15条
発行法第 4 条、第 5 条、第 6 条

関 係 法 令 （ 抜 粋 ）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第 1 0 条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

第 1 1 条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

第 7 条 教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、4月1日から8月31日までとする。

第 8 条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

- 一 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項
- 二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

第9条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第1号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね3分の1になるようにしなければならない。

一 義務教育諸学校の校長及び教員

二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員

三 教育に関し学識経験を有する者

2 教科用図書採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

青森県教科用図書選定審議会の委員の定数等に関する条例

第2条 審議会の委員の定数は、17人とする。

青森県教科用図書選定審議会の組織等に関する規則

第2条 審議会の委員の構成は、次のとおりとする。

一 義務教育諸学校の校長及び教員 6人

二 県教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員 6人

三 教育に関し学識経験を有する者 5人

※ 附則第9条図書について

学校教育法

附則第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

青森県立図書館協議会委員について(案)

参考資料
議案第2号関係

区	分	現 委 員 (H28.5.13～H30.5.12)						新 委 員 候 補 者							
		所	属	職 名	氏 名	性 別	就任回数	地域	所	属	職 名	氏 名	性 別	新再の別	地域
学校教育関係者 (2名)		八戸市立白銀南中学校	校 長	西山 康巳	男	新	三八								
		県立弘前南高校	教 諭	幸山 朋人	男	新	中南								
社会教育関係者 (4名)		八戸市読書団体連合会	理事・読書部会長	前田 敏子	女	再	三八								
		青森市民図書館	館 長	若佐谷 昭人	男	新	東青								
家庭教育の向上に資する活動を行う者(1名)				寺田さゆり	女	新	西北								
				小笠原秀樹	男	再	東青								
学識経験者 (3名)	(教育)	六戸町教育委員会	代 表	久保田 ひろみ	女	新	西北								
		六戸町教育委員会	教 育 長	櫻田 泰弘	男	新	上北								
		東奥日報社編集局生活文化部	部 長	村林 徹	男	再	東青	東奥日報社編集局生活文化部	編集局長	齊藤 光政	男	新	東青		
(大学)	弘前学院大学文学部	准 教 授	生島 美和	女	再	中南									

青森県立図書館協議会設置条例

昭和二十七年九月二日
青森県条例第五十五号

(設置)

第一条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十四条第一項の規定に基づき、青森県立図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
(平一一条例五九・一部改正)

(委員の任命の基準)

第二条 協議会の委員(以下「委員」という。)の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。
(平二四条例四八・全改)

(委員の定数)

第三条 委員の定数は、十人とする。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、特別の事由があるときは、委員の任命を解くことができる。

(委任事項)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十一年条例第五九号)抄

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年条例第四十八号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

図 書 館 協 議 会 委 員 の 職 務

図書館法抜粋

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

青森県スポーツ推進審議会 委員名簿（案）

任期：平成27年11月13日～平成29年11月12日

No.	氏 名	役 職	選考分野
1	柳 谷 透	前八戸水泳協会会長	競技スポーツ
2	本 間 正 行	弘前大学教育学部教授	スポーツ医科学
3	伊 藤 武 男	元はしかみ総合スポーツクラブ会長	地域スポーツ
4	岡 村 良 久	県スポーツドクターの会会長	スポーツ医科学
5	川 越 流美子	青森県なぎなた連盟理事長	競技スポーツ
⑥	新井山 毅	青森県中学校体育連盟会長	学校体育団体
7	木 村 徳 栄	青森市卓球協会参与（前県スポレク連盟副会長）	地域スポーツ
8	工 藤 敦 子	車力楽笑スポーツクラブクラブマネジャー	地域スポーツ
9	齋 藤 春 香	弘前市職員（ソフトボール競技元日本代表監督）	競技スポーツ
10	佐々木 昭 子	むつ市スキー協会員	地域スポーツ
11	相 馬 隆 子	前弘前市小学校体育研究会会長	その他有識者
12	高 嶋 涉	八戸学院大学健康医療学部准教授	公募
13	成 田 一 二 三	青森県市町村教育委員会連絡協議会教育長会会長	行政機関
14	船 場 亜 希	青森県スケート連盟強化委員	競技スポーツ
⑮	花 田 慎	青森県高等学校体育連盟会長	学校体育団体
16	山 本 美 紗 子	県女子体育連盟会長	地域スポーツ
17	吉 岡 美 子	京都産業大学現代社会学部健康スポーツ社会学科教授	スポーツ医科学

青森県スポーツ推進審議会条例

青森県スポーツ推進審議会条例をここに公布する。
平成二十三年十月十七日

青森県条例第四十四号
青森県スポーツ推進審議会条例

(設置)

第一条 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十一条の規定に基づき、青森県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、スポーツ基本法第十条第一項の地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議し、及び同法第三十五条に規定するスポーツ団体に対する補助金の交付について意見を答申する。

(組織)

第三条 審議会は、委員十八人以内をもって組織し、その委員は、スポーツに関する学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(青森県スポーツ振興審議会条例の廃止)

2 青森県スポーツ振興審議会条例(昭和三十七年三月青森県条例第十四号)は、廃止する。

(特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「スポーツ振興審議会委員」を「スポーツ推進審議会委員」に改める。

一 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)第一条第七十九号及び別表第二

二 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)第一条第七十九号及び別表第三